（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

**第二条**　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中

| アゼルバイジャン | アルメニア |
|---|---|
| マナト | ドラム |
| 19 | 2,424 |
| 5 | 606 |
| 13 | 1,616 |
| 3 | 404 |

を

| アゼルバイジャン | アルバニア | アルメニア |
|---|---|---|
| マナト | レク | ドラム |
| 19 | 2,400 | 2,424 |
| 5 | 600 | 606 |
| 13 | 1,600 | 1,616 |
| 3 | 400 | 404 |

に、

| ポルトガル | モルドバ |
|---|---|
| ユーロ | レイ |
| 18 | 362 |
| 4 | 90 |
| 12 | 241 |
| 3 | 60 |

を

| ポルトガル | マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 | モルドバ |
|---|---|---|
| ユーロ | デナル | レイ |
| 18 | 1,080 | 362 |
| 4 | 270 | 90 |
| 12 | 720 | 241 |
| 3 | 180 | 60 |

に、

| モザンビーク | モロッコ |
|---|---|
| メティカル | ディラム |
| 700 | 692 |
| 180 | 173 |
| 470 | 461 |
| 120 | 115 |

を

| モザンビーク | モーリシャス | モロッコ |
|---|---|---|
| メティカル | モーリシャス・ルピー | ディラム |
| 700 | 690 | 692 |
| 180 | 170 | 173 |
| 470 | 460 | 461 |
| 120 | 120 | 115 |

に改める。

**附　則**

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

**○厚生労働省令第百八十二号**

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第五条第四項及び第四十七条の規定に基づき、日本年金機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

日本年金機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

日本年金機構の財務及び会計に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本年金機構（以下「機構」という。）」を「機構」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第五条第四項の厚生労働省令で定める重要な財産）

**第一条**　日本年金機構法（以下「法」という。）第五条第四項の厚生労働省令で定める重要な財産は、日本年金機構（以下「機構」という。）の保有する財産であって、その法第四十四条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた法第三十四条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上法第四十四条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他厚生労働大臣が定める財産とする。